

教育学院博士後期課程生の指導に関する申し合わせ

(平成 22 年 10 月 15 日学院教授会決定)

下記の要領で、課程博士学位論文の執筆・提出を促進する体制を設けるものとする。

1. 指導教員・副指導教員による研究指導体制

博士後期課程に入学の時点で、博士論文の指導のための指導教員・副指導教員を配置する。副指導教員は1名または2名とする。博士後期課程の学生は、これらの教員から論文作成のための指導を日常的に受けるものとする。

副指導教員の選任にあたっては、指導教員が当該学生と合議の上で決定し、教授会に報告することとする。

2. 年次研究成果報告書及び次年度の研究計画書の提出

博士後期課程の学生は、年度末にその年度の研究成果報告書と次の年度の研究計画書を作成し、指導教員・副指導教員の指導を受けること。これらの研究成果報告書と研究計画書は指導教員の確認を受けた後、教育学事務部教務担当に提出すること。

研究成果報告書には、1年間の研究活動の内容を記載すること。枚数、書式は任意とする。学会及び研究会等での研究発表がある場合には、その種類・日時、研究発表の内容をまとめたものを添付すること。また印刷されたもの、印刷中の論文がある場合にはその写し一部を添付すること。

研究計画書は次の年度の1年間の研究計画の内容を具体的にまとめること。

3. 博士学位論文中間発表会における論文検討

博士学位論文提出希望者は、学位論文予備審査委員会設置前に、提出予定の学位論文の内容及び論文作成計画とその進捗状況について発表しなければならない。この発表（博士学位論文中間発表会という。）の結果をふまえて、学位論文予備審査委員会の設置に向けての準備を始めることが適当であると指導教員が認めた場合、総合研究の単位認定を申請することができる。

博士学位論文中間発表会は、指導教員からの事前の申し出を受けて、事務部教務担当が会場を設定し、開催を広く周知するとともに、当日の会場案内を行うものとする。

4. この申し合わせは、課程博士のみに限定することとし、論文博士には適用しないものとする。

附 記

この申し合わせは、平成 22 年 10 月 15 日から実施し、平成 22 年度入学者から適用する。

附 記（平成 24 年 11 月 16 日学院教授会決定）

この申し合わせは、平成 24 年 12 月 1 日から実施し、平成 22 年度入学者から適用する。